

海田町学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第4号

海田町学校給食費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

海田町学校給食費等に関する条例施行規則（令和3海田町規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（令和8年度における学校給食費の額の特例）

- 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における海田町立小学校に在籍する児童に対する第11条第1項の規定の適用については、同項第2号ア中「海田町立中学校」とあるのは「海田町立小学校の各学年及び海田町立中学校」とする。
- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における海田町立中学校の第1学年及び第2学年に在籍する生徒（生活保護法による教育扶助の支給を受けている者その他町長が別に定める者を除く。）に対する別表第1の規定の適用については、同表中「430円」とあるのは「300円」と、「8,600円」とあるのは「6,000円」とする。

別表第1中「260円」を「360円」に、「5,200円」を「7,200円」に、「300円」を「430円」に、「6,000円」を「8,600円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。